

# 静岡県ふじのくに防災士会会則

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本会は、「静岡県ふじのくに防災士会」と称する。

### (運営)

第2条 本会の運営は非営利とし、会員相互の理解と努力により運営するものとする。

第3条 本会の事務は会員自ら行うものとし、事務局の所在地は別に定めるものとする。

## 第2章 目的及び活動

### (目的)

第4条 新しい防災知見等の普及を図るとともに、会員相互の連携を強化して地域の防災に貢献することを目的とする。

### (活動)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行うものとする。

- (1) 機関紙の発行
- (2) 会員相互の意見交換の実施
- (3) 防災に関する情報等の提供
- (4) 講習会等の開催
- (5) その他、地域の防災貢献に必要と思われる活動

## 第3章 組織及び役員

### (会員)

第6条 本会の会員は静岡県総合防災講座もしくは静岡県防災士養成講座を修了し、「静岡県防災士」又は「静岡県ふじのくに防災士」の称号を与えられた者とする。

### (役員)

第7条 本会に次の役員を置くものとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 幹事 10名以内

### (役員を選出)

第8条 会長・副会長・事務局長は会員の互選とし、幹事は会長が指名する。

### (役員職務)

第9条 役員職務は以下のとおりとし、その職務を忠実に実行するものとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会務を運営する
- (3) 事務局長は、会の事務を統括し、適正な事務運営の推進にあたる
- (4) 幹事は、会長・副会長・事務局長を補佐し、会務を運営する

### (役員任期)

第10条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

### (入会)

第11条 本会への入会に際しては、別に定める様式により、会長あて入会手続きをおこなうものとする。

### (退会)

第12条 本会を退会する者は、会長あて退会手続きを行うものとする。

2 会員としてふさわしくない行為、本会の運営に支障をきたす恐れのある行為等のある会員については、退会の手続きを行うものとする。

## 第4章 会議

### (会議)

第13条 本会の会議以下のとおりとし、招集は会長が行うものとする。

- (1) 総会 全会員を対象とする
- (2) 役員会 役員のみを対象とする
- (3) 臨時会 必要な会員を対象とする

## 第5章 経費

### (会費及び経費)

第14条 本会は原則として会費の徴収は行わないものとし、会の運営上生じた経費については、その都度、会員の実費により負担するものとする。

- 2 本会に対する寄付金等の歳入にあたっては、これを会の運営にあてることができるものとする。

## 第6章 委員会

### (設置)

第15条 本会における会員活動の支援と会員の知識の向上を図る為、本会に委員会を置くことができるものとする。

- 2 委員会は設置を求める会員の申し出により、役員会が審議して決定する。

### (組織・活動)

第16条 委員会は、複数の会員により組織するものとする。

- 2 委員会の活動は、第5条に定める活動を行う上で必要となるものを、会員が互いに協力して行うものとする。
- 3 委員会の活動は本会の活動として認め、その活動にあたっては「静岡県ふじのくに防災士会 ○○委員会」としてその名称を使用できるものとする。

## 第7章 表彰

### (表彰の区分及び方法)

第17条 会長は、次に掲げる区分及び方法により会員等を表彰することができる。

- (1) 会員として地域防災に貢献し、他の模範と認められる者等には表彰状を授与する。
- (2) 会員として、防災士会の運営、発展に貢献したと認められる者等には感謝状を授与する。
- 2 会長は、防災士会の運営に特に貢献したと認められる個人又は団体に対し、感謝状を贈呈することができる。
- 3 前2項の表彰に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

## 第8章 顧問

### (顧問)

第18条 本会の円滑な運営のため、本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は役員会において選出し、会長が依頼する。

## 第9章 その他

第19条 本会則に定めるもののほか、本会の運営にあたり必要な事項は、役員会において決定するものとする。

## 附則

この会則は、平成12年2月5日より施行する。

平成14年10月19日、一部改正（地区連絡員の追加）

平成15年8月9日、一部改正（事務局所在地の変更）

平成18年3月7日、一部改正（会員の変更）

平成23年1月15日、一部改正（名称、組織及び役員の変更、委員会の追加等）

平成26年2月8日、一部改正（表彰の追加）